

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年一月二十六日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則九―八―八〇

人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

別表第七の行政職俸給表(二)昇格時号俸対応表中

38
38
38
38
38
38
39
39
39
39
39
39
39
39
40
40
40
を

37
38
38
38
38
38
38
38
39
39
39
39
39
39
39

に改める。

27	別表第七の海事職俸給表(一)昇格時号俸対応表中	23	別表第七の税務職俸給表昇格時号俸対応表中
27		24	
28		を	
を		17	
21		18	
22		18	
22		18	
22		18	
23		19	
23		19	
23		19	
24		19	
24		20	
24		20	
25		20	
25		20	
25		21	
26		21	
26		22	
26		22	
27		23	
27		23	
27		に改める。	
に改める。		25	
		25	
		26	
		26	
	26		
	26		
	27		
	27		
	23		
	23		

61	46	を	別表第七の海事職俸給表(二)昇格時号俸対応表中
61	46	49	
61	47	50	
61	47	50	
61	48	51	
61	48	51	
61	49	52	
61	50	52	
61	51	53	
に改める。	に、	53	
	61	54	
	61	54	
	61	55	
	61	55	
	61	56	
	61	56	
	62	57	
	62	に、	
	62	46	
	62	47	
	63	48	
	63	49	
	63	49	
	63	50	
	を	50	
	60	51	
	60	51	
	60	52	
	60	を	
	60	45	
	60		
		50	
		51	
		52	
		53	
		53	
		54	
		54	
		55	
		56	
		56	
		57	
		57	
		58	
		58	
		59	

30
30
31
31
31
32
32
32
33
34
35

に改める。

別表第七の研究職俸給表昇格時号俸対応表中

30
30
31
31
32
32
33
33
34
34
35
35
36
を
29
30

54
55
55
55
55
55
55
55
55
56
56
56
56
56
56
56
56
56
56

に改める。

別表第七の教育職俸給表(一)昇格時号俸対応表中

55
55
55
55
55
55
55
56
56
56
56
56
56
56
56
57
57
57
を

別表第七の二の税務職俸給表降格時号俸対応表中

47

50

53

56

59

62

65

を

48

52

56

60

62

64

66

別表第七の二の行政職俸給表(二)降格時号俸対応表中

86

92

98

を

87

94

101

に改める。

61

62

62

62

62

62

62

62

63

63

63

63

63

63

63

に改める。

別表第七の医療職俸給表(二)昇格時号俸対応表中

62

62

62

62

62

62

63

63

63

63

63

63

64

64

64

を

に改める。

別表第七の二の公安職俸給表(一)降格時号俸対応表中

34

35

36

37

38

40

を

35

36

36

37

39

40

に

54

54

を

54

55

に改める。

別表第七の二の海事職俸給表(一)降格時号俸対応表中

50

52

54

56

60

64

68

を

51

54

57

60

63

66

68	76	別表第七の二の海事職俸給表(二)降格時号俸対応表中	69
69	78		に改める。
70	80		
71	82		
72	84		
74	85		
76	85		
78	に、		
80			
82	61		
84	62		
86	63		
96	64		
105	66		
105	68		
に改める。	70		
	72	69	
	74	70	
	76	71	
	78	72	
	80	74	
	82	76	
	84	78	
	86	80	
	91	82	
	96	84	
	101	を	
	を	70	
	62	72	
	64	74	
	66		

68
69
70
71

に改める。

別表第七の二の研究職俸給表降格時号俸対応表中

55
56
58
60
62
64
66
68
70
を
55
56
59
62
65

別表第七の二の教育職俸給表(二)降格時号俸対応表中

22
24
を
23
24
に改める。

別表第七の二の教育職俸給表(一)降格時号俸対応表中

114
120
126
を
115
122
129
に改める。

別表第七の二の医療職俸給表(二)降格時号俸対応表中

82

84

90

96

102

を

82

84

91

98

105

に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九―八の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 平成二十七年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、改正後の規則九―八の規定による号俸が改正前の規則九―八の規定による号俸に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号俸については、改正後の規則九―八の規定にかかわらず、改正前の規則九―八の規定による号俸とするものとする。

3 この規則の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間において、新たに俸給表の適用を受けるこ

ととなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員（個別に人事院の承認を得て号俸を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号俸については、なお従前の例によることができる。

人事院規則 9—8—80

新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後					改正前				
別表第七 昇格時号俸対応表 (第二十三条関係)					別表第七 昇格時号俸対応表 (第二十三条関係)				
イ (略)					イ (略)				
ロ 行政職俸給表(昇格時号俸対応表)					ロ 行政職俸給表(昇格時号俸対応表)				
昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸				昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸			
	2級	3級	4級	5級		2級	3級	4級	5級
1				1	1				1
2	(略)	(略)	(略)	1	2	(略)	(略)	(略)	1
3				1	3				1
4				1	4				1
86				37	86				37
87				37	87				38
88				38	88				38
89				38	89				38
90				38	90				38
91				38	91				38
92				38	92				38
93				38	93				39
94	(略)	(略)	(略)	38	94	(略)	(略)	(略)	39
95				39	95				39
96				39	96				39
97				39	97				39
98				39	98				39
99				39	99				40
100				39	100				40
101				39	101				40
102				39	102				40
137	(略)	(略)	(略)		137	(略)	(略)	(略)	
ハ (略)					ハ (略)				

改正後									改正前									
ニ 税務職俸給表昇格時号俸対応表																		
昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸								昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸								
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級		10級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1									1	1							
2	1	(略)	2	1	(略)													
3	1									3	1							
4	1									4	1							
47	17									47	17							
48	17									48	18							
49	18									49	18							
50	18									50	18							
51	18									51	19							
52	18									52	19							
53	19									53	19							
54	19									54	20							
55	19									55	20							
56	19									56	20							
57	20	(略)	57	21	(略)													
58	20									58	21							
59	20									59	21							
60	20									60	22							
61	21									61	22							
62	21									62	22							
63	22									63	23							
64	22									64	23							
65	23									65	23							
66	23									66	24							
67	24									67	24							
93		(略)	93		(略)													
ホ、へ (略)									ホ、へ (略)									

改正後							改正前						
ト 海事職俸給表(-)昇格時号俸対応表							ト 海事職俸給表(-)昇格時号俸対応表						
昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸						昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級		2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1						1	1					
2	1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	2	1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3	1						3	1					
4	1						4	1					
50	21						50	21					
51	21						51	22					
52	22						52	22					
53	22						53	23					
54	22						54	23					
55	23						55	24					
56	23						56	24					
57	23						57	25					
58	24						58	25					
59	24						59	25					
60	24	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	60	25	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
61	25						61	26					
62	25						62	26					
63	25						63	26					
64	26						64	26					
65	26						65	27					
66	26						66	27					
67	27						67	27					
68	27						68	27					
69	27						69	28					
70							70						
101		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	101		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

改正後

チ 海事職俸給表(□昇格時号俸対応表)

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1			
2	1	1	(略)	(略)	(略)
3	1	1			
4	1	1			
61	41	45			
62	42	45			
63	43	46			
64	44	46			
65	45	47			
66	46	47			
67	47	48			
68	48	48			
69	49	49			
70	49	50			
71	50	51			
72	50	52			
73	51	53			
74	51	53			
75	52	54			
76	52	54			
77	53	55			
78	53	55			
79	54	56			
80	54	56			
81	55	57			
82	55	57			
83	56	58			
84	56	58			
85	57	59			
86		59	(略)	(略)	(略)
87		60			
88		60			
89		60			
90		60			
91		60			
92		60			
93		60			
94		60			
95		60			
96		60			
97		61			
98		61			
99		61			
100		61			
101		61			
102		61			
103		61			
104		61			
105		61			
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					

改正前

チ 海事職俸給表(□昇格時号俸対応表)

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1			
2	1	1	(略)	(略)	(略)
3	1	1			
4	1	1			
61	41	45			
62	42	46			
63	43	47			
64	44	48			
65	45	49			
66	46	49			
67	47	50			
68	48	50			
69	49	51			
70	50	51			
71	51	52			
72	52	52			
73	53	53			
74	53	53			
75	54	54			
76	54	54			
77	55	55			
78	55	55			
79	56	56			
80	56	56			
81	57	57			
82	57	57			
83	58	58			
84	58	58			
85	59	59			
86		59	(略)	(略)	(略)
87		60			
88		60			
89		60			
90		60			
91		60			
92		61			
93		61			
94		61			
95		61			
96		61			
97		62			
98		62			
99		62			
100		62			
101		62			
102		63			
103		63			
104		63			
105		63			
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					

改正後					改正前				
リ 教育職俸給表(一)昇格時号俸対応表					リ 教育職俸給表(一)昇格時号俸対応表				
昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸				昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸			
	2級	3級	4級	5級		2級	3級	4級	5級
1	1	(略)	(略)	(略)	1	1	(略)	(略)	(略)
2	1								
3	1								
4	1								
114	54	(略)	(略)	(略)	114	54	(略)	(略)	(略)
115	54								
116	55								
117	55								
118	55								
119	55								
120	55								
121	55								
122	55								
123	56								
124	56								
125	56								
126	56								
127	56								
128	56								
129	56								
又 (略)					又 (略)				

改正後						改正前					
ル 研究職俸給表昇格時号俸対応表						ル 研究職俸給表昇格時号俸対応表					
昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸					昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸				
	2級	3級	4級	5級	6級		2級	3級	4級	5級	6級
1	1					1	1				
2	1	(略)	(略)	(略)	(略)	2	1	(略)	(略)	(略)	(略)
3	1					3	1				
4	1					4	1				
58	29					58	29				
59	29					59	30				
60	30					60	30				
61	30					61	31				
62	30					62	31				
63	31					63	32				
64	31					64	32				
65	31	(略)	(略)	(略)	(略)	65	33	(略)	(略)	(略)	(略)
66	32					66	33				
67	32					67	34				
68	32					68	34				
69	33					69	35				
70	34					70	35				
71	35					71	36				
72	36					72	36				
121	64	(略)	(略)	(略)	(略)	121	64	(略)	(略)	(略)	(略)
ヲ (略)						ヲ (略)					

改正後								改正前											
ワ 医療職俸給表(昇格時号俸対応表)																			
昇格した日の前日に受けていた号俸		昇格後の号俸								昇格した日の前日に受けていた号俸		昇格後の号俸							
		2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級			2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級		
1			1						1			1							
2		(略)	1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
3			1						1			1							
4			1						1			1							
90			61									61							
91			61									62							
92			62									62							
93			62									62							
94			62									62							
95			62									62							
96			62									62							
97			62									63							
98			62									63							
99			63									63							
100			63									63							
101	(略)		63	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	63	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
102			63									63							
103			63									64							
104			63									64							
105			63									64							
106																			
107																			
108																			
109																			
110																			
111																			
112																			
113																			
カ～タ (略)																			
備考 (略)																			

改正後					改正前				
別表第七の二 降格時号俸対応表（第二十四条の二関係）					別表第七の二 降格時号俸対応表（第二十四条の二関係）				
イ (略)					イ (略)				
ロ 行政職俸給表□降格時号俸対応表					ロ 行政職俸給表□降格時号俸対応表				
降格した日の 前日に受けて いた号俸	1級	2級	3級	4級	降格した日の 前日に受けて いた号俸	1級	2級	3級	4級
1				17	1				17
2	(略)	(略)	(略)	18	2	(略)	(略)	(略)	18
3				19	3				19
4				20	4				20
36				80	36				80
37				87	37				86
38	(略)	(略)	(略)	94	38	(略)	(略)	(略)	92
39				101	39				98
40				101	40				101
137	(略)	(略)	(略)		137	(略)	(略)	(略)	
ハ (略)					ハ (略)				

改正後									改正前																	
ニ 税務職俸給表降格時号俸対応表									ニ 税務職俸給表降格時号俸対応表																	
降格した日の 前日に受けて いた号俸	降 格 後 の 号 俸								1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	1	29	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																		
2	30	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	2	30	(略)	2	30	(略)													
3	31	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	3	31	(略)	3	31	(略)													
4	32	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	4	32	(略)	4	32	(略)													
16	44	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	16	44	(略)	16	44	(略)													
17	48	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	17	47	(略)	17	47	(略)													
18	52	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	18	50	(略)	18	50	(略)													
19	56	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	19	53	(略)	19	53	(略)													
20	60	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	20	56	(略)	20	56	(略)													
21	62	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	21	59	(略)	21	59	(略)													
22	64	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	22	62	(略)	22	62	(略)													
23	66	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	23	65	(略)	23	65	(略)													
24	68	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	24	68	(略)	24	68	(略)													
93	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	93	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	93	(略)								

改正後											改正前										
ホ 公安職俸給表(降格時号俸対応表)																					
降格した日の前日に受けていた号俸																					
降格後の号俸																					
1	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	1	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
2	(略)	13	(略)	2	(略)	13	(略)														
3		13									3		13								
4		14									4		14								
22		33									22		33								
23		35									23		34								
24		36									24		35								
25	(略)	36	(略)	25	(略)	36	(略)														
26		37									26		37								
27		39									27		38								
28		40									28		40								
29		41									29		41								
41		53									41		53								
42	(略)	54	(略)	42	(略)	54	(略)														
43		55									43		54								
44		56									44		56								
145	(略)		(略)	145	(略)		(略)														
～	(略)										～	(略)									

改正後							改正前						
ト 海事職俸給表(-)降格時号俸対応表							ト 海事職俸給表(-)降格時号俸対応表						
降格した日の前日に受けていた号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	降格した日の前日に受けていた号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	21						1	21					
2	22	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	2	22	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3	23						3	23					
4	24						4	24					
20	48						20	48					
21	51						21	50					
22	54						22	52					
23	57						23	54					
24	60	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	24	56	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
25	63						25	60					
26	66						26	64					
27	69						27	68					
28	69						28	69					
101		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	101		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

改正後						改正前					
チ 海事職俸給表(降格時号俸対応表)						チ 海事職俸給表(降格時号俸対応表)					
降格した日の前日に受けていた号俸	降 格 後 の 号 俸					降格した日の前日に受けていた号俸	降 格 後 の 号 俸				
	1級	2級	3級	4級	5級		1級	2級	3級	4級	5級
1	21	13	(略)	(略)	(略)	1	21	13	(略)	(略)	(略)
2	22	14									
3	23	15									
4	24	16									
44	64	60	(略)	(略)	(略)	44	64	60	(略)	(略)	(略)
45	65	62									
46	66	64									
47	67	66									
48	68	68									
49	70	69									
50	72	70									
51	74	71									
52	76	72									
53	78	74									
54	80	76									
55	82	78									
56	84	80									
57	85	82									
58	85	84									
59	85	86									
60	85	96									
61	85	105									
62	85	105									
63	85	105									
113		105	(略)	(略)	(略)	113		105	(略)	(略)	(略)

改正後					改正前				
リ 教育職俸給表(一)降格時号俸対応表					リ 教育職俸給表(一)降格時号俸対応表				
降格した日の 前日に受けて いた号俸	降 格 後 の 号 俸				降格した日の 前日に受けて いた号俸	降 格 後 の 号 俸			
	1級	2級	3級	4級		1級	2級	3級	4級
1	21	(略)	(略)	(略)	1	21	(略)	(略)	(略)
2	22								
3	23								
4	24								
53	108	(略)	(略)	(略)	53	108	(略)	(略)	(略)
54	115								
55	122								
56	129								
57	129								
105	129	(略)	(略)	(略)	105	129	(略)	(略)	(略)

改正後			改正前		
又 教育職俸給表(降格時号俸対応表)			又 教育職俸給表(降格時号俸対応表)		
降格した日の 前日に受けて いた号俸	降 格 後 の 号 俸		降格した日の 前日に受けて いた号俸	降 格 後 の 号 俸	
	1 級	2 級		1 級	2 級
1	13	(略)	1	13	(略)
2	13				
3	13				
4	14				
10	21	(略)	10	21	(略)
11	23				
12	24				
13	25				
125	141	(略)	125	141	(略)

改正後						改正前					
ル 研究職俸給表降格時号俸対応表						ル 研究職俸給表降格時号俸対応表					
降格した日の 前日に受けて いた号俸	降 格 後 の 号 俸					降格した日の 前日に受けて いた号俸	降 格 後 の 号 俸				
	1級	2級	3級	4級	5級		1級	2級	3級	4級	5級
1	25					1	25				
2	26	(略)	(略)	(略)	(略)	2	26	(略)	(略)	(略)	(略)
3	27					3	27				
4	28					4	28				
26	54					26	54				
27	55					27	55				
28	56					28	56				
29	59					29	58				
30	62					30	60				
31	65	(略)	(略)	(略)	(略)	31	62	(略)	(略)	(略)	(略)
32	68					32	64				
33	69					33	66				
34	70					34	68				
35	71					35	70				
36	72					36	72				
121	121	(略)	(略)	(略)	(略)	121	121	(略)	(略)	(略)	(略)
ヲ	(略)					ヲ	(略)				

改正後								改正前							
ワ 医療職俸給表Ⅰ降格時号俸対応表								ワ 医療職俸給表Ⅰ降格時号俸対応表							
降格した日の 前日に受けて いた号俸	降 格 後 の 号 俸							降格した日の 前日に受けて いた号俸	降 格 後 の 号 俸						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1		17						1		17					
2	(略)	18	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	2	(略)	18	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3		19						3		19					
4		20						4		20					
58		80						58		80					
59		82						59		82					
60		84						60		84					
61	(略)	91	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	61	(略)	90	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
62		98						62		96					
63		105						63		102					
64		105						64		105					
113	(略)	105	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	113	(略)	105	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
カ～タ	(略)							カ～タ	(略)						
備考	(略)							備考	(略)						

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―九九（給与法別表第一イの備考（二）等の規定の適用を受ける職員）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年一月二十六日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則九―九九―一

人事院規則九―九九（給与法別表第一イの備考（二）等の規定の適用を受ける職員）の一部を改正する人

事院規則

人事院規則九―九九（給与法別表第一イの備考（二）等の規定の適用を受ける職員）の一部を次のように改正する。

「又は「I種」」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

改 正 後	改 正 前
<p>給与法別表第一イの備考(二)、別表第二の備考(二)、別表第三の備考(二)並びに別表第四イの備考(二)及びロの備考(二)の人事院規則で定める職員は、規則九―八(初任給、昇格、昇給等の基準)第十二条第一項の規定に基づき、同規則別表第二に定める初任給基準表の試験欄の「総合職(大卒)」の区分を適用してその受ける号俸を決定された職員とする。</p>	<p>給与法別表第一イの備考(二)、別表第二の備考(二)、別表第三の備考(二)並びに別表第四イの備考(二)及びロの備考(二)の人事院規則で定める職員は、規則九―八(初任給、昇格、昇給等の基準)第十二条第一項の規定に基づき、同規則別表第二に定める初任給基準表の試験欄の「総合職(大卒)」又は「I種」の区分を適用してその受ける号俸を決定された職員とする。</p>

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第一号）に基づき、同法附則第二条の規定による最高の号俸を超える俸給月額を受ける任期付職員の俸給月額の切替えに關し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年一月二十六日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則九―一四〇

平成二十七年勸告改正法附則第二条の規定による最高の号俸を超える俸給月額を受ける任期付職員の俸給月額の切替え

平成二十七年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において任期付職員法第七条第三項の規定による俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額は、その者の切替日の前日における俸給月額に対応する次の表の新俸給月額欄に定める俸給月額とする。

切替日の前日における俸給月額	新俸給月額
円	円
968,000	949,000
1,091,000	1,069,000
1,198,000	1,175,000

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(人事院規則二―四の一部改正)

2 人事院規則一―四（現行の法律、命令及び規則の廃止）の一部を次のように改正する。

第百六項の次に次の一項を加える。

107 規則九―一三八は、廃止する。（平成二十八年一月二十六日施行）

○ 人事院規則二―四（現行の法律、命令及び規則の廃止） 新旧対照表（附則第二項関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改正後	改正前
107 規 則九―一三八は、 十 六日施行） 廃止する。（平成二十八年一月二	1 \ 106 （略）

給実甲第 1 1 9 9 号

平成 2 8 年 1 月 2 6 日

人 事 院 事 務 総 長

平成 2 7 年勸告改正法の施行に伴い平成 2 6 年改正法附則第 7 条の規定による俸給の額が減少した場合における職員に対する通知について（通知）

標記について、下記のとおり定めたので通知します。

記

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成 2 6 年法律第 1 0 5 号。以下「平成 2 6 年改正法」という。）附則第 7 条の規定による俸給の支給を受けていた職員のうち、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成 2 8 年法律第 1 号）の施行に伴い、次に掲げる場合に該当することとなった職員に対しては、人事異動通知書又はこれに代わる文書（以下「通知書等」という。）により通知するものとし、その記入の際の参考例を示せば、次のとおりである。ただし、通知書等の交付によらないことを適当と認める場合には、適当な方法をもって通知書等の交付に代えることができる。

一 平成 2 6 年改正法附則第 7 条の規定による俸給の額が減少した場合（次号に掲げる場合を除く。）

平成〇〇年〇月〇日 平成 2 8 年法律第 1 号の施行に伴い、平成 2 6 年法律

第105号附則第7条の規定による俸給として給する
額を〇円とする

二 平成26年改正法附則第7条の規定による俸給が支給されないこととなった
場合

平成〇〇年〇月〇日 平成28年法律第1号の施行に伴い、平成26年法律
第105号附則第7条の規定による俸給は支給されな
いこととなった

以 上

給与法等の施行に伴う人事院規則及び事務総長通達の一部改正等について
(俸給関係)

平成28年1月

I 改正等の概要

1 人事院規則9—8(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部改正

規則：P1～P26、参考資料：P37～P39

(1) 昇格時号俸対応表等の改正

俸給表の改定に伴い、現行の「昇格時号俸対応表」による昇格後の号俸と対応が異なる場合が生じるため、「昇格時号俸対応表」の改正を行い、併せて「降格時号俸対応表」の改正を行う。

[別表第7及び別表第7の2]

(2) 経過措置

昇格時号俸対応表の改正により、いわゆる旧法有利が生じることから、今年度内の昇格者について、この改正による不均衡の発生を防止するための経過措置を規定する。

- ① 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)から施行日の前日までの間に昇格した職員のうち、改正後の号俸対応表による号俸が、改正前の号俸対応表による号俸に達しない職員の昇格時の号俸については、改正前の号俸対応表による号俸とする。

[改正規則附則第2項]

- ② 施行日から平成28年3月31日までの間に昇格した職員のうち、上記①との均衡上必要があると認められる職員の昇格時の号俸については、改正前の号俸対応表による号俸とすることができるものとする。

[改正規則附則第3項]

2 人事院規則9—99(給与法別表第1イの備考(二)等の規定の適用を受ける職員)の一部改正

規則：P27～P28

初任給の俸給月額が俸給表の備考で定める額とされる職員のうち、「I種」試験による採用者が存在しなくなったことから、当該職員に係る規定を削除する。

3 人事院規則 9—140（平成27年勸告改正法附則第 2 条の規定による最高の号俸を超える俸給月額を受ける任期付職員の俸給月額の切替え）の制定

規則：P 29～P 32、参考資料：P 40

任期付職員法第 7 条第 3 項の規定により最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員について、切替日における俸給月額を俸給表改定に対応した額に決定するための切替え規定を置く。

4 給実甲第1199号（平成27年勸告改正法の施行に伴い平成26年改正法附則第 7 条の規定による俸給の額が減少した場合における職員に対する通知について）の制定

通達：P 33～P 34

俸給表の改定に伴い、経過措置額が減少した職員（支給されないこととなった職員を含む。）に対する通知書等の記入例を規定する。

II 公布（発出）日・施行日

これらの規則及び通達は、改正法の公布の日に公布（通達にあっては発出）する。

これらの規則は、公布の日から施行し、1 の規則による改正後の規則 9—8 は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

以 上

俸給表の改定に伴う昇格時号俸対応及び降格時号俸対応の変更箇所一覧

1 昇格時の号俸対応を変更する級・号俸

俸給表	昇格前の級・号俸
行政(二)	4級87、93、94、99～101号俸
税務	1級48、51、52、54～64、66号俸
海事(一)	1級51、53～63、65、66、69号俸
海事(二)	1級70～85号俸 2級62～71、92～105号俸
教育(一)	1級115、121、122、127～129号俸
研究	1級59、61～71号俸
医療(二)	2級91、97、98、103～105号俸

※ いずれも旧法有利（昇格後の号俸を引下げ）の改正。新法有利（昇格後の号俸を引上げ）の改正なし。

2 降格時の号俸対応を変更する級・号俸

俸給表	降格前の級・号俸
行政(二)	5級37～39号俸
税務	2級17～23号俸
公安(一)	3級23、24、27、43号俸
海事(一)	2級21～27号俸
海事(二)	2級49～58号俸 3級45～51、60～62号俸
教育(一)	2級54～56号俸
教育(二)	2級11号俸
研究	2級29～35号俸
医療(二)	3級61～63号俸

※ いずれも新法有利（降格後の号俸を引上げ）の改正。旧法有利（降格後の号俸を引下げ）の改正なし。

号俸対応の改正が行われる級・号俸から昇格又は降格した場合の取扱い

1 旧法有利の改正が行われる級・号俸からの昇格

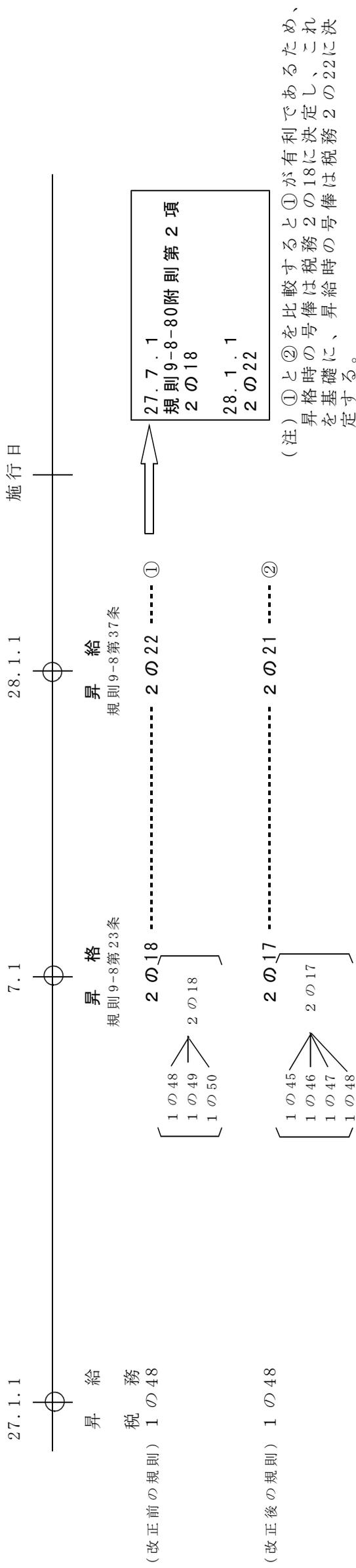
		原則として9-8-80による改正後の昇格時号俸対応表を適用	
		H27.4.1～施行日の前日の昇格	施行日～H28.3.31の昇格
旧法有利 例：行(二) 4級87号俸 からの昇格 (改正前) 5級38号俸 ↓ (改正後) 5級37号俸	根拠規定	・規則9-8-80附則第2項 例外的に、改正後の不利な昇格時号俸対応表を遡及適用せず、改正前の有利な対応表により決定済みの号俸を維持する (※不利益の遡及を避けるため)	・規則9-8-80附則第3項 例外的に、改正後の不利な昇格時号俸対応表を適用せず、改正前の有利な対応表による号俸に決定することができ (※昇格管理が年度単位で行われていることを考慮)
	概要		改正後の昇格時号俸対応表を適用して号俸決定
	調書の作成	必ずしも要しない	必ずしも要しない
	職員への通知	必ずしも要しない(号俸に異動が生じていないため)	必要あり(昇格に係る通知は必要であるが、根拠規定の明示は必ずしも要しない)
		H28.4.1以降の昇格	・規則9-8-80による改正後の昇格時号俸対応表

2 新法有利の改正が行われる級・号俸からの降格

		9-8-80による改正後の降格時号俸対応表を適用	
		H27.4.1～施行日の前日の降格	施行日以降の降格
新法有利 例：行(二) 5級37号俸 からの降格 (改正前) 4級86号俸 ↓ (改正後) 4級87号俸	根拠規定	・規則9-8-80による改正後の降格時号俸対応表	・規則9-8-80による改正後の降格時号俸対応表
	概要	改正後の有利な降格時号俸対応表を遡及適用し、既に決定されている号俸を決定し直す	改正後の降格時号俸対応表を適用して号俸決定
	調書の作成	必ずしも要しない	通常どおり
	職員への通知	必要あり(既に発令している、旧法で決定した号俸での発令を取り消した上で、新法で決定した号俸を降格日に遡って発令)	通常どおり

昇格時号俸対応表の旧法有利改正に伴う調整例

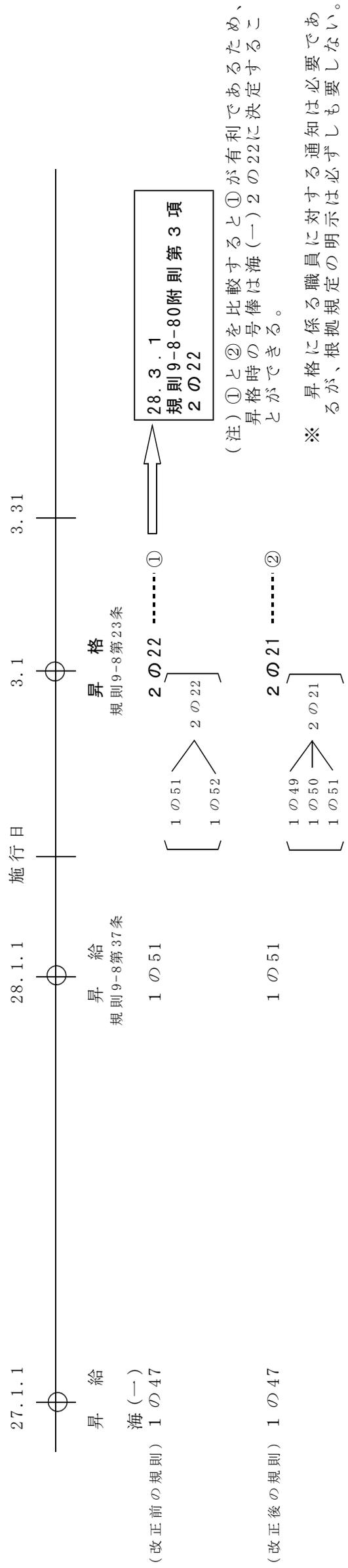
例 1 規則 9—8—8—80 附則第 2 項関係 (平成 27 年 4 月 1 日から施行日の前日までの間における異動者の号俸)



(注) ①と②を比較すると①が有利であるため、昇格時の号俸は税務 2 の 18 に決定し、これを基礎に、昇給時の号俸は税務 2 の 22 に決定する。

※ 既に決定し発令している号俸から異動がないことから、調書の作成や職員に対する通知は必ずしも要しない。

例 2 規則 9—8—8—80 附則第 3 項関係 (施行日から平成 28 年 3 月 31 日までの間における異動者の号俸)



(注) ①と②を比較すると①が有利であるため、昇格時の号俸は海 (一) 2 の 22 に決定することができるとする。

※ 昇格に係る職員に対する通知は必要であるが、根拠規定の明示は必ずしも要しない。

最高号俸を超える俸給月額を受ける任期付職員の俸給月額の切替え

【切替日の前日における俸給月額】		H27.4.1 (切替日)	(改正前)	【改正後】
俸給表により 個別承認	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額 (H26改正法による切替後)
	1	377,000	1	(370,000)
	2	426,000	2	(418,000)
	3	479,000	3	(470,000)
	4	542,000	4	(531,000)
	5	618,000	5	(606,000)
	6	722,000	6	(708,000)
	7	845,000	7	(828,000)
	(枠外1)	968,000	(枠外1)	(948,000)
	(枠外2)	1,091,000	(枠外2)	(1,068,000)
(枠外3)	1,198,000	(枠外3)	(1,174,000)	
(参考)	指定職8	1,198,000	指定職8	(1,174,000)

注: 俸給表の切替 (規則) の俸給月額の切替え

(例)	H27.2.1(採用)	H27.4.1(切替日)	施行日	H28.4.1
【改正前】	968,000 (枠外1)	968,000 (枠外1)	948,000 (枠外1)	948,000 (枠外1)
【改正後】			949,000 (枠外1)	

注: H26改正法による切替え (切替え) 及び適用

(参照条文)

- 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第一号) 附 則

(任期付職員に係る最高の号俸を超える俸給月額の切替え)

第二条 平成二十七年四月一日(以下この条において「切替日」という。)の前日において一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律第七条第三項の規定による俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額は、改正後の任期付職員法第七条第一項に規定する俸給表に掲げる号俸の俸給月額及び改正後の給与法の指定職俸給表八号俸の額との権衡を考慮して人事院規則で定める。

(注) 「第七条第三項の規定による俸給月額」は、特定任期付職員における7号俸(最高号俸)と6号俸の俸給月額との差額を7号俸の俸給月額に順次加えた俸給月額の決定(指定職俸給表8号俸の俸給月額が上限)についての規定